

第3回 地域特性に応じた給油取扱所の運用形態に係る 安全確保策のあり方に関する検討会 議事の記録【概要】

1 開催日時

平成27年12月25日（金）14時00分から16時00分まで

2 開催場所

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 中央合同庁舎第7号館（金融庁）9階共用会議室3

3 出席者（五十音順、敬称略）

（1）委員

石井 弘一、大谷 英雄、小笠原 雄二、川野 泰幸、木村 俊文、小林 恭一（座長）
清水 秀樹、高橋 俊勝、田村 裕之、西村 英治、柳下 朋広、杉山 章（代理）

（2）オブザーバー

山岡 寛

4 配布資料

- 資料3-1 実証実験結果について
- 資料3-2 実証実験結果を踏まえた安全確保策（案）について
- 資料3-3 報告書構成（案）
- 参考資料3-1 全国石油商業組合連合会実証事業概要
- 参考資料3-2 実証実験参考資料
- 参考資料3-3 想定されるレイアウトに設備を設置したイメージについて
（第1回資料1-6-3）
- 参考資料3-4 駆けつけ給油を行う給油取扱所のイメージについて
（第2回資料2-1）
- 参考資料3-5 第2回検討会議事録

5 議事内容

（1）実証実験結果について

資料3-1について事務局から説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

【委員】人感センサーと車両検知センサーを区別しているが、人感センサーでも車両を検知できるのか。

【事務局】人感センサーは、一定の検知範囲内に何らかの物体が入れば検知する。車両検知センサーは、2箇所に分けて設置されたセンサーの間を何らかの物体で遮ると検知する。それぞれ検知方法は違うが、車両か人かを判別して検知してはいない。人感センサーは検知範囲が限定されたり、範囲を広くすると歩行者を検知することがあり、設置位置や検知範囲の設定が難しい。
車両検知センサーは、センサーの直線上に車両又は人が入ることで感知し非常に

精度が高いが、防火扉等の両端に設置する必要があるため、防火扉が無い給油取扱所では、棒などを立てて設置しなければならない。

【委員】参考資料3-1の実証事業では、来客数はどれくらいであったか。

【委員】来客は1日あたり2~3組程度であった。また固定客であり、顧客の意見としては、インターホンを使用してみたいが、その前に従業員が駆けつけてくるため実際に使用することはなかったと聞いている。

【委員】顧客の意見によると戸惑いも無く利用できていたようである。

【事務局】ひと月あたりの販売量が3KL程度の時もある非常に小規模で、ほぼ地元客が利用している給油取扱所である。

(2) 実証実験結果を踏まえた安全確保策(案)について

資料3-2について事務局から説明が行われた。質疑等については、以下のとおり。

【委員】機器の設置について(資料12ページ)、直視できる場合、インターホンは必要であり、センサーを設置した場合はインターホンを不要としているが、逆にセンサーを「設置が必要なもの(○)」とし、インターホンを「設置が望ましいもの(-)」としてはどうか。インターホンを押す人が少なかったという事から、センサーで来客を覚知する方が確実性が高いのではないかと考える。

【事務局】店舗等からの給油取扱所の視認性(資料4ページ)により、直視できる場合と直視できない場合とで、それぞれ安全確保策に強弱をつけようと考えている。直視ができる場合は、直視できない場合と比べて安全性が高いことから、安全確保策にも差をつけてセンサーを必須としていない。また、インターホンとセンサーは目的が若干違っており、インターホンは顧客から従業員を呼び出すという給油取扱所の運用・運営上の目的も含んでいる。一方、センサーはいたずら等を防止する目的に重点を置いている。

【委員】店舗等と給油取扱所の最長距離は60m、従業員の駆けつけ最長時間は30秒を目安としているが、消防本部側としてはいかがか。

【委員】目安としては妥当である。

【事務局】実証実験ではパターン分けしているが、給油取扱所ごとに実態は異なっており、現実的にどういう方法が最も適しているかはそれぞれ違ってくる。数値として明確に定めることは避けるべきと考えている。

【委員】店舗等から給油取扱所を直視できない場合は、機器等の設置費用が必要となるような対策案も出されているが、石油供給者側としてはいかがか。

【委員】直視できる事業所が多いとは聞いているが、直視できない場合は、センサーやインターホン等による安全対策が必要となることは仕方がない。

【事務局】事業所によっては、給油取扱所と離れた事務所で従業員が執務をしながら給油取扱所も運営しており、執務中は給油取扱所の状況が見えていない場合もある。実証実験の立会者や給油取扱所関係者からは、センサー及び監視カメラを設置して

いれば、そのような場合でも直ちに状況が把握でき対応がしやすいという意見も聞いており、いたずら等を防止する観点からも非常に有効であると思われる。

【委員】できる限り機器の新たな設置等の費用負担は避けたいところだが、直視ができない場合は、安全上の観点からもセンサー設置は致し方ないと思われる。

【委員】店舗等と給油取扱所が防火塀を挟んで隣接し、直視はできないが直ぐ隣であるというパターンが多いのではないかと考えるが、このような場合でもセンサーは必須とするべきか。カーブミラーのように、鏡を活用して視認性が確保できる場合もある。

【事務局】原則としてセンサーは必須であると考えているが、隣接しており直ちに対応が可能な場合等については、位置関係や対応状況に応じて個別に判断する必要がある。鏡の活用について否定はしない。

【委員】直視ができない場合、監視カメラの設置が望ましいとしているが、顧客以外の歩行者等をセンサーが検知した場合でも監視カメラで確認できるため、監視カメラもあった方がよいのではないかと考える。

【事務局】直視ができない場合、監視カメラを設置していなければ、センサーが検知する度に従業員が確認に行くこととなる。実態としては顧客以外の車両や歩行者にセンサーが反応する時もあるが、いたずら等を防止する観点からも確認は必要であるとする。監視カメラを設置すれば確認に行く手間は省けるが、給油取扱所の運営者による選択の問題であるため、監視カメラの設置は望ましいものとしている。

【委員】センサーの発報部が壊れている場合を考えると、発報部は店舗等だけでなく、給油取扱所にもあった方がよいのではないかと考える。顧客に対してもセンサーが検知したことを知らせることができ、いたずら等の抑止効果もあると考える。

【事務局】人感センサーには、検知時にその場で音声通知する機能を有するものがある。給油取扱所側の発報部自体が壊れていれば音声は鳴らないが、ノズルロック等を確実に行うことにより夜間と同程度の安全対策がとれると考えている。

【委員】予防規程について、事務局案では無人時（開店時）の安全対策のみを記載することとしている。単独荷卸しの場合と同様に、駆けつけ給油を行う給油取扱所として、当該予防規程を受理することにより消防機関がその運用形態を把握し、認めるには、センサー等の機器の設置についても記載する必要があるのではないかと考える。

【事務局】単独荷卸しを行う給油取扱所の場合、予防規程に細かく記載することとなるが、駆けつけ給油を行う通常の給油取扱所の場合、予防規程にどこまで細かく記載するかは課題である。駆けつけ給油を行う給油取扱所は、従業員が不在となりうる給油取扱所であることから、不在時の安全対策としてノズルロック等を例に記載することとしているが、機器等の設置に関しては整理をさせていただきたい。給油取扱所によって設置される機器も違いがあるため、網羅的に記載するか、個々に記載するかは選択の余地があるとする。

【委員】初めて給油に来店した顧客に対し、給油取扱所の管理運営者がわかるような措置が必要ではないか。

【事務局】容易に管理運営者がわからないような状況の場合は、看板等に記載することで対応する必要があると考える。

(3) その他

【事務局】本日いただいたご意見を踏まえ、来年2月頃に第4回検討会（最終回）を開催したいと考えている。

第4回では、本検討会の報告書案についてご検討いただく予定であり、資料3-3が現在の構成案となっている。

次回検討会の開催日前に、各委員に当該報告書案をご確認いただけるよう準備を進めてまいりたい。

【委員】異議無し。

以上